

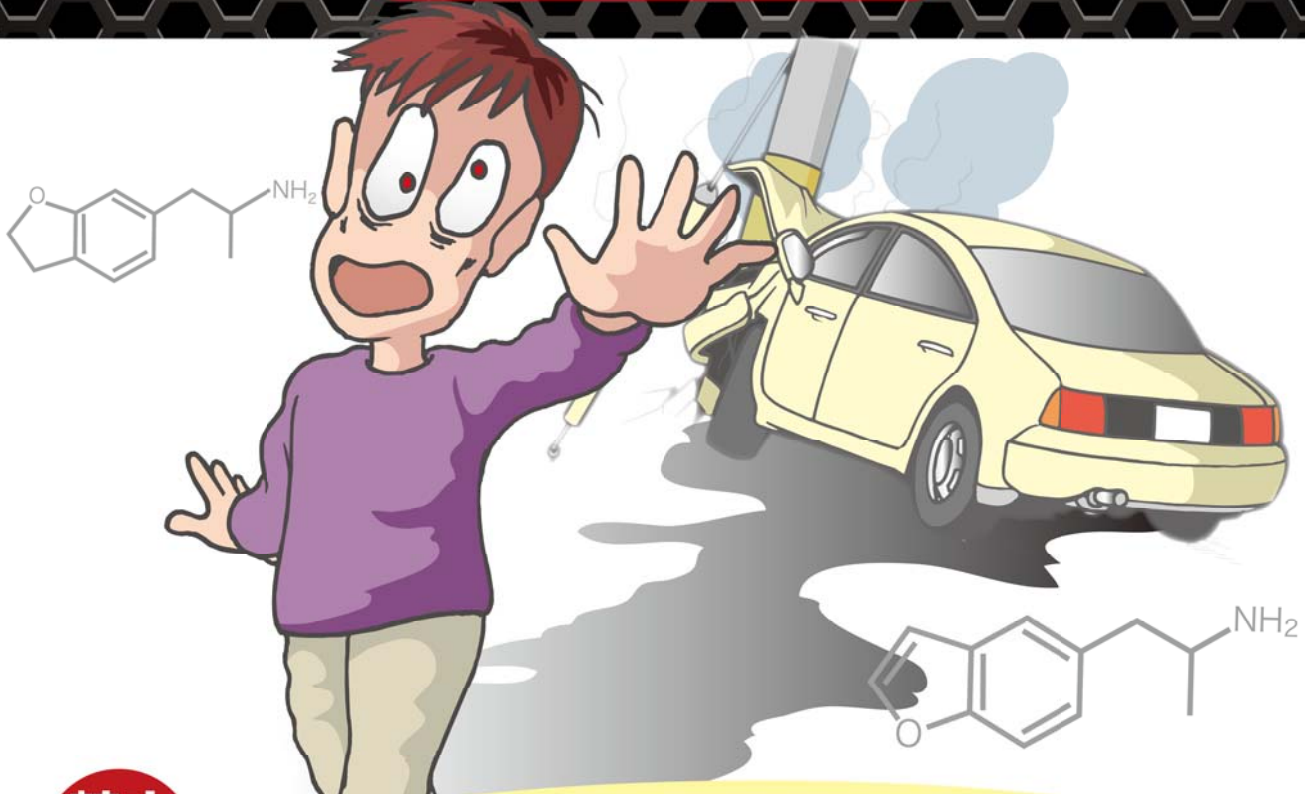
あなたの人生を壊す

危険ドラッグ

危険ドラッグの規制を強化!

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例を制定しました。

平成27年10月1日全面施行



禁止
罰則

知事指定薬物の販売、所持、使用等の禁止・中止命令等

禁止行為・命令等に違反した者
最大2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

届出
義務

広域規制製品の所持の届出義務

法律で生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品「広域規制製品」を所持する者は、その名称、数量、入手した目的、入手の方法及び年月日を知事に届け出なければなりません。



栃木県

●条例に関する問合せ先：栃木県保健福祉部薬務課

TEL:028-623-3119